

学校感染症による出席停止について

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、他の生徒に感染するおそれのある間は、出席停止となり登校できません。

出席停止の期間は下記のとおりですので、この期間をめぐに医師に相談のうえ、登校許可証明書を持って登校させてください。なお、出席停止期間中は欠席とはみなしません。

病 名	出席停止期間（基準）
鳥インフルエンザ	治癒するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結 核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
その他の感染症	治癒するまで、又は感染のおそれなくなるまで

----- 切り取り線 -----

登校許可証明書（クラス担任に提出）

県立柏崎常盤高等学校

年 組 番 氏名

1 病 名 _____

2 診断年月日 _____ 年 月 日

3 出席停止期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

上記の生徒は治癒、又は他の生徒に感染のおそれがないことを証明します。

年 月 日

医療機関名又は

医師名

印